

第5次志摩市男女共同参画推進プラン策定業務委託公募型プロポーザル募集要項

志摩市が実施する第5次志摩市男女共同参画推進プラン策定業務委託に係る公募型プロポーザルによる業者選定に際し、次のとおり参加業者を募集します。

令和8年5月1日

志摩市長 橋爪 政吉

1. 業務の概要

- (1)業務名 第5次志摩市男女共同参画推進プラン策定業務委託
- (2)業務の目的 第4次志摩市男女共同参画推進プランの計画期間が、令和8年度末で終了することから、第5次志摩市男女共同参画推進プランの策定を行う。
- (3)業務内容 第5次志摩市男女共同参画推進プラン策定にかかる調査及び分析、課題の整理、計画策定に必要な提案等（詳細は仕様書参照）
- (4)業務場所 志摩市
- (5)履行期間 契約日から令和9年3月31日まで

2. 見積限度額

総額

6, 116千円（消費税及び地方消費税を含む。）

3. 実施型式

公募型プロポーザル方式

4. 参加資格要件

- (1)本業務の公募型プロポーザルに参加する者（以下「提案参加者」という。）は、公告日から契約締結の日までの間、次の各号の全ての要件を満たすものとします。
 - ア. 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
 - イ. 公告日前日において志摩市契約規則（平成16年志摩市規則第69号）第3条第2項に規定する競争入札参加資格者名簿の2708計画策定・コンサルティングの部門（1基本計画策定かつ3各種計画策定）に登録されていること。
 - ウ. 志摩市建設工事等指名停止措置要綱（平成20年志摩市告示第34号）に基づく指名停止措置期間中でないこと。
 - エ. 手形交換所により取引停止処分を受ける等、経営状態が著しく不健全なものでないこと。
 - オ. 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく会社更生手続開始若しくは更生手続開始の申立てがなされている場合又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始若しくは再生手続開始の申立てがなされている場合にあつて

は、一般競争入札参加資格の再審査に係る認定を受けていること。
カ. 公告日前日において、プライバシーマークの認証を取得していること。

(2) 提案参加者は、過去5年間（令和3年度から令和7年度）において、男女共同参画社会基本法（平成11年法律第78号）第14条第3項に基づく市町村男女共同参画計画を策定した実績を有すること。

5. 参加申込・資格審査

(1) 参加申込

「参加申込書（様式第1号）」及び添付書類を10. 書類提出先へ郵送（簡易書留）又は持参により提出してください。

(2) 受付期間及び受付時間

・受付期間：公告の日から令和8年5月25日（月）まで

・受付時間：午前8時30分から午後5時まで

※持参による提出の場合は、正午から午後1時の間及び志摩市の休日を定める条例（平成16年志摩市条例第2号）第1条第1項各号に定める休日（以下「市の休日」という。）を除きます。

※郵送、持参のいずれの場合においても、上記受付期間内に必着とします。

(3) 参加資格審査結果

参加資格審査結果は、「参加資格審査結果通知書（様式第2号）」により、郵送にて参加者に通知します。

(4) 異議申立て

審査結果に関する異議申立ては、通知書に記載の日までに行ってください。

6. 提出書類の作成・提出方法

参加資格審査結果通知書により「資格あり」の通知を受けたものは、下記に定める書類を10. 書類提出先へ一括して持参又は郵送（簡易書留）にて正本1部・副本8部提出してください。ただし、「参考見積書」は正本1部のみ提出してください。受付期間中に提出がない場合、不備がある場合は、本業務の公募型プロポーザルによる業者選定への参加資格を無効とします。

なお、受付期間終了後の書類の再提出、差し替え等は認めません。

(1) 提案書類について

①提案書類は、「(3) 提案書類一覧表」の順番にまとめること。

②提案書類の文字のサイズは11ポイント以上とする。ただし、図表等についてはこの限りではない。

③様式指定のあるものについては、別紙指定様式により作成すること。

④様式ごとに両面印刷とし、様式ごとに頁数をページの下中央に記載すること。

⑤2穴綴じとし、紐綴じ等簡易な綴じ方とすること。

- ⑥専門知識を有しない者でも理解できるよう、分かりやすい表現に努めること。
- ⑦正本1部は、商号又は名称及び代表者職氏名の記入及び社印を押印したものとし、副本8部は、正本の写しで商号又は名称及び代表者職氏名の記入及び社印を押印していないものを提出すること。
※副本は、作成した会社等が推定できるような記述、ロゴ等の挿入を行わないこと。
- ⑧提案書類は、1者1提案とする。
- ⑨郵送（簡易書留）により提出する場合は、封筒の表に「提案書類在中」と朱書きすること。

(2) 参考見積書（任意様式）

見積書の内訳を可能な限り詳細に記載してください。

正本1部として、商号又は名称及び代表者職氏名の記入及び社印を押印したものを提出すること。

(3) 提案書類一覧表

順番	提案書類の名称	様式	制限頁・枚数
1	企画提案申請書	様式A	A4判1頁
2	企画提案書	任意様式	A4判10頁以内又はA3判5頁以内 いずれの場合も両面印刷とする。
3	業務概要図・イメージ図	任意様式	A3判以内1頁とする。 A3判で提出する場合は、A4サイズに折り畳み綴じ込むこと。カラー・白黒は問いません。
4	業務実施体制調書	様式B	A4判必要枚数
5	業務工程表	任意様式	A4判1頁
6	会社概要	任意様式	A4判1頁

(4) 受付期間及び受付時間

- ・受付期間：参加資格審査結果通知書により「資格あり」の通知を受けた日から
令和8年6月24日（水）まで
- ・受付時間：午前8時30分から午後5時まで
※持参による提出の場合は、正午から午後1時の間及び市の休日を除きます。
※郵送、持参のいずれの場合においても、上記受付期間内に必着とします。

7. 審査方法・審査内容

別紙「第5次志摩市男女共同参画推進プラン策定業務委託公募型プロポーザル方式審査要項」参照

8. 質問及び回答

(1) 参加申込みに関すること

参加申込みに関する質問については、電子メールによることとします。様式は特に指定しませんが、電子メールの件名を「第5次志摩市男女共同参画推進プラン策定業務委託 参加申込みの質問について(業者名)」とし、ファイルは添付せず、本文中に質問内容を簡潔に記載し、「jinkenshimin@city.shima.lg.jp」まで送信してください。送信後は、午前8時30分から午後5時の間に電話により人権市民協働課まで受信確認をしてください。ただし、電話による質問は受け付けません。

質問受付期間は公告の日から令和8年5月18日(月)午後5時までとします。ただし、市の休日は除きます。

回答については、令和8年5月20日(水)午後5時までに志摩市ホームページに掲載します。

(2) 提案書内容及びヒアリング等に関する事

提案書内容及びヒアリング等に関する質問については、電子メールによることとします。様式は特に指定しませんが、電子メールの件名を「第5次志摩市男女共同参画推進プラン策定業務委託 提案書内容及びヒアリング等の質問について(業者名)」とし、ファイルは添付せず、本文中に質問内容を簡潔に記載し、「jinkenshimin@city.shima.lg.jp」まで送信してください。送信後は、午前8時30分から午後5時の間に電話により人権市民協働課まで受信確認をしてください。ただし、電話による質問は受け付けません。

質問受付期間は参加資格審査結果通知書により「資格あり」の通知を受けた日から令和8年6月17日(水)午後5時までとします。ただし、市の休日は除きます。

回答については、令和8年6月19日(金)午後5時までに志摩市ホームページに掲載します。

9. 契約手続き等

(1) 受託候補者等の決定

審査(ヒアリング等)の結果により、受託候補者及び順位を決定します。

(2) 審査結果の通知

審査(ヒアリング等)参加業者全員に対し、「プロポーザル審査結果通知書(様式第4号)」により、契約交渉相手方及び順位を通知します。

(3) 異議申立て

審査結果に関する異議申立ては、通知書に記載の日までに行ってください。

(4) 契約内容の交渉

契約内容については、提案された内容等をふまえ、受託候補者に選定された者と交

渉し決定します。

(5) 次点者との契約

受託候補者に選定された者が契約を締結しなかった場合、その他権利を失った場合は、その旨を次点者へ通知し、契約交渉を行います。ただし、次点者及びそれ以降の者が審査要項に定める得点要件を満たさなかった場合は除きます。

10. 書類提出先・問合せ先

志摩市市民生活部人権市民協働課（担当：村田）
〒517-0592 三重県志摩市阿児町鵜方 3098 番地 22
TEL：0599-44-0227 FAX：0599-44-5260
e-mail：jinkenshimin@city.shima.lg.jp

11. その他

(1) 提出書類及び審査内容の公表又は非公表の別

提出された書類は非公表とします。なお、審査結果については、受託候補者の商号又は名称及び受託候補者の総得点を志摩市ホームページにおいて公表します。

(2) 提案に係る費用の負担に関する事項

参加申込み、提出書類の作成・提出、ヒアリング等への参加等に関する費用はすべて参加者の負担とします。

(3) 参加申込み後の辞退

参加申込み後に辞退する場合は、「辞退届（様式第3号）」を持参又は郵送（簡易書留）にて提出してください。

(4) 虚偽記載等

参加申込書、提案書類等に虚偽の記載をした場合には、失格とします。

(5) 言語及び通貨

手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限定します。

(6) 提出書類の取り扱い

提出書類は、提案者に返還しません。

12. 日程

プロポーザルの全体スケジュール及び受託候補者決定までの事務手順（予定）

	事項	期日・期間等
1	公告（参加申込・質問受付開始）	令和8年5月1日（金）
2	参加申込書の受付	公告の日から令和8年5月25日（月）まで ※持参の場合は勤務時間内（午前8時30分から午後5時。ただし、正午から午後1時の間、及び市の休日を除きます。）に提出してください。 ※郵送の場合は簡易書留とし、期間内必着とします。
3	参加申込に関する質問の受付（※電子メール）	公告の日から令和8年5月18日（月）の午後5時まで ※回答は令和8年5月20日（水）午後5時までに志摩市ホームページに掲載します。
4	参加資格審査	令和8年5月26日（火） ※参加申込者の出席は必要ありません。
5	参加資格審査結果通知発送	令和8年5月27日（水） ※参加申込者全員に郵送により通知します。
6	提案書の受付	令和8年6月24日（水）まで ※持参の場合は勤務時間内（午前8時30分から午後5時。ただし、正午から午後1時の間、及び市の休日を除きます。）に提出してください。 ※郵送の場合は簡易書留とし、期間内必着とします。
7	提案書に関する質問の受付（※電子メール）	令和8年6月17日（水）まで ※回答は令和8年6月19日（金）午後5時までに志摩市ホームページに掲載します。
8	ヒアリング審査 プロポーザル方式選定委員会	令和8年7月1日（水）
9	プロポーザル審査結果通知発送	令和8年7月2日（木）
10	契約締結	令和8年7月上旬頃